

様式第 1 号

〔墓地〕  
〔納骨堂〕 経営許可申請書  
〔火葬場〕

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、〔墓地〕  
〔納骨堂〕 を  
〔火葬場〕

経営したいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 経営の計画
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 墓地等の構造
- 5 工事の着手及び完了の年月日

様式第 2 号

〔墓地〕  
〔納骨堂〕 変更許可申請書  
〔火葬場〕

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 ⑤

(法人にあつては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項の規定により、〔墓地〕  
〔納骨堂〕 を  
〔火葬場〕

変更したいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 変更後の経営の計画
- 3 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 変更後の墓地等の構造
- 5 変更に係る工事の着手及び完了の年月日
- 6 変更の理由

様式第 3 号

〔墓地〕  
〔納骨堂〕 廃止許可申請書  
〔火葬場〕

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項の規定により、〔墓地〕  
〔納骨堂〕 を  
〔火葬場〕

廃止したいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 廃止の理由

様式第 4 号

墓地（納骨堂）経営（変更）許可事前協議書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、墓地（納骨堂）の計画について事前協議を申し出ます。

記

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 計画の内容

年 月 日

事前協議済書

様

千葉市長



千葉市墓地等の経営の許可に関する条例第 6 条第 1 項の規定により  
年 月 日付けで事前協議の申し出があった墓地（納骨堂）の計画につ  
いては、同条例第 6 条及び第 8 条から第 14 条までの規定に適合していると認  
められたので、同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 協議区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 区画数（収蔵数）

注意事項

- ① この事前協議済書は、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可書ではありません。
- ② この事前協議は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づくものであるので、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける必要があります。
- ③ この事前協議済書の交付から 3 年が経過する日までに墓地(納骨堂)の経営(変更)許可申請がなされない場合は、新たに条例第 6 条の規定による手続を行わなければなりません。
- ④ 許可申請を行うに当たっては、事前協議で協議した事項と相違ないことが必要です。
- ⑤ 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地(納骨堂)の経営(変更)許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可をしないことがあります。

年 月 日

事前協議事項不適合通知書

様

千葉市長



千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により  
年 月 日付けで事前協議の申し出があった墓地（納骨堂）の計画について  
は、下記のとおり同条例第 6 条及び第 8 条から第 14 条までの規定に適合して  
いないと認められるので、同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知しま  
す。

記

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）予定地の所在、地番、地目及び面積
- 4 不適合の理由

注意事項

- ① この事前協議事項不適合通知書は、墓地（納骨堂）の経営（変更）不許可通知書では  
ありません。不適合事項を是正したときは、変更協議を行ってから経営（変更）許  
可申請（許可申請を行うに当たっては、事前協議及び変更協議で適合していると認め  
られた事項と相違がないことが必要です。）を行ってください。
- ② この事前協議は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則  
（以下「条例等」という。）に基づくものであるので、他の法令が適用される場合は、  
所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。
- ③ この事前協議事項不適合通知書の交付から 3 年が経過する日までに墓地（納骨堂）  
の経営（変更）許可申請がなされない場合は、新たに条例第 6 条の規定による手続を  
行わなければなりません。
- ④ 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地（納骨  
堂）の経営（変更）許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場  
合は、許可をしないことがあります。

年 月 日

墓地（納骨堂）経営（変更）許可事前協議事項変更協議書

（あて先）千葉市長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地）

墓地（納骨堂）の計画について事前協議事項を変更しましたので、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第 5 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて、変更の協議を申し出ます。

記

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 事前協議済書又は事前協議事項不適合通知書の通知年月日
- 5 計画変更の内容
- 6 計画変更の理由

年 月 日

墓地（納骨堂）計画中止届出書

（あて先）千葉市長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ⑤

（法人にあっては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地）

墓地（納骨堂）の経営（変更）計画を中止するので、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 事前協議済書又は事前協議事項不適合通知書の通知年月日
- 5 中止の理由

年 月 日

墓地（納骨堂）経営（変更）計画標識設置報告書

（あて先）千葉市長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ⑤

（法人にあっては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて、次の通り報告します。

記

- 1 経営等の計画の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）の用地の所在地
- 4 標識設置年月日 年 月 日

添付書類

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況がわかる写真
- 3 標識の記載事項がわかる写真

年 月 日

墓地（納骨堂）経営（変更）計画説明実施報告書

（あて先）千葉市長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ⑩

（法人にあっては、名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地）

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて、次の通り報告します。

記

- 1 経営等の計画の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地（納骨堂）の名称
- 3 墓地（納骨堂）の用地の所在地
- 4 説明年月日 年 月 日

添付書類

- 1 説明会等において配付した資料
- 2 説明者の氏名及び所属を記載した書類
- 3 説明会を開催した場合にあっては、当該説明会に出席した者の氏名及び住所を記載した名簿
- 4 戸別の説明を行った場合にあっては、説明を受けた者の氏名及び住所を記載した名簿
- 5 申請予定地の境界から 2 0 0 メートル以内の範囲の住民等の状況を示す図面
- 6 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

墓地（納骨堂）経営（変更）計画協議状況報告書

（あて先）千葉市長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ⑩

（法人にあつては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 墓地（納骨堂）の名称
- 2 墓地（納骨堂）の用地の所在地
- 3 協議年月日 年 月 日
- 4 協議内容

第 号  
年 月 日

勧告書

様

千葉市長



千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条の 2 の規定により、次の通り勧告します。

記

- 1 墓地（納骨堂）の名称
- 2 墓地（納骨堂）の用地の所在地
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
- 5 勧告の理由

第 号  
年 月 日

公表通知書

様

千葉市長



年 月 日付け 第 号により勧告した事案に関し、千葉市  
墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条の 3 の規定により次のとおり公表す  
ることとなりましたので、同条例施行規則第 11 条第 3 項の規定により通知し  
ます。

記

- 1 公表の内容
- 2 公表の理由
- 3 公表の方法
- 4 公表の期間

年 月 日

意見書

(あて先) 千葉市長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 印

(法人にあっては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

年 月 日付け 第 号で意見陳述の機会付与通知書が送付  
されたので、次のとおり意見を述べます。

第 号  
年 月 日

意見陳述の機会付与通知書

様

千葉市長



下記の件につき、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条の 3 第 2 項の規定による意見陳述の機会を付与しますので、同条例施行規則第 11 条第 5 項の規定により通知します。

記

- 1 予定される公表の内容
- 2 公表の原因となる事実
- 3 意見書の提出先
- 4 意見書の提出期限

※ 意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。

墓地経営（変更）許可書

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった墓地の経営（変更）については、  
墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 項の規定により、次のとおり許可しま  
す。

年 月 日

千葉市保健所長



- 1 墓地の用地の所在、地番、地目及び面積
- 2 墓地の名称
- 3 許可番号 第 一 号
- 4 区画数
- 5 その他

（付記）

管理事務所等の利用者の見やすい位置に掲示すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の  
翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

納骨堂経営（変更）許可書

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営（変更）については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

千葉市保健所長



- 1 納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積
- 2 納骨堂の名称
- 3 許可番号 第 一 号
- 4 収蔵数
- 5 納骨装置の存する建物の面積
- 6 その他

（付記）

管理事務所等の利用者の見やすい位置に掲示すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

火葬場経営（変更）許可書

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった火葬場の経営（変更）については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

千葉市保健所長



- 1 火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積
- 2 火葬場の名称
- 3 許可番号 第 一 号
- 4 火葬炉数
- 5 火葬炉の存する建物の面積
- 6 その他

（付記）

管理事務所等の利用者の見やすい位置に掲示すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

墓地（納骨堂・火葬場）廃止許可書

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった墓地（納骨堂・火葬場）の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

千葉市保健所長



- 1 墓地（納骨堂・火葬場）の用地の所在、地番、地目及び面積
- 2 墓地（納骨堂・火葬場）の名称
- 3 許可番号 第 ー 号

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

墓地（納骨堂・火葬場）不許可通知書

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった墓地（納骨堂・火葬場）の経営（変更・廃止）については、次の理由から許可できないので通知します。

年 月 日

千葉市保健所長



理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届出書

年 月 日

（あて先）千葉県保健所長

住 所

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス） @

氏 名 ㊞

（法人にあつては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

都市計画事業（土地区画整理事業・住宅街区整備事業）により、墓地（火葬場）を新設（変更・廃止）しましたので、千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例第 1 6 条の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 都市計画事業等の名称
- 2 墓地又は火葬場の名称
- 3 墓地又は火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 墓地又は火葬場の構造
- 5 工事の着手及び完了の年月日

様式第 2 2 号

〔墓地〕  
〔納骨堂〕 許可申請書等記載事項変更届  
〔火葬場〕

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 印

(法人にあっては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

申請書・届出書に記載した事項に変更が生じたので、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 1 7 条の規定により届け出ます。

- 1 〔墓地〕  
〔納骨堂〕 の名称、所在地  
〔火葬場〕
- 2 変更の内容
- 3 変更年月日
- 4 変更の理由